

# 石川県 認定こども園の設置認可・認定の手引き

【第 11 版】(R6. 7. 24 現在)

石川県健康福祉部少子化対策監室

## I. 認定こども園について

### (1) 概要

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設で、平成18年から導入されました。設置主体や施設の運営形態によって、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園等の類型があります。

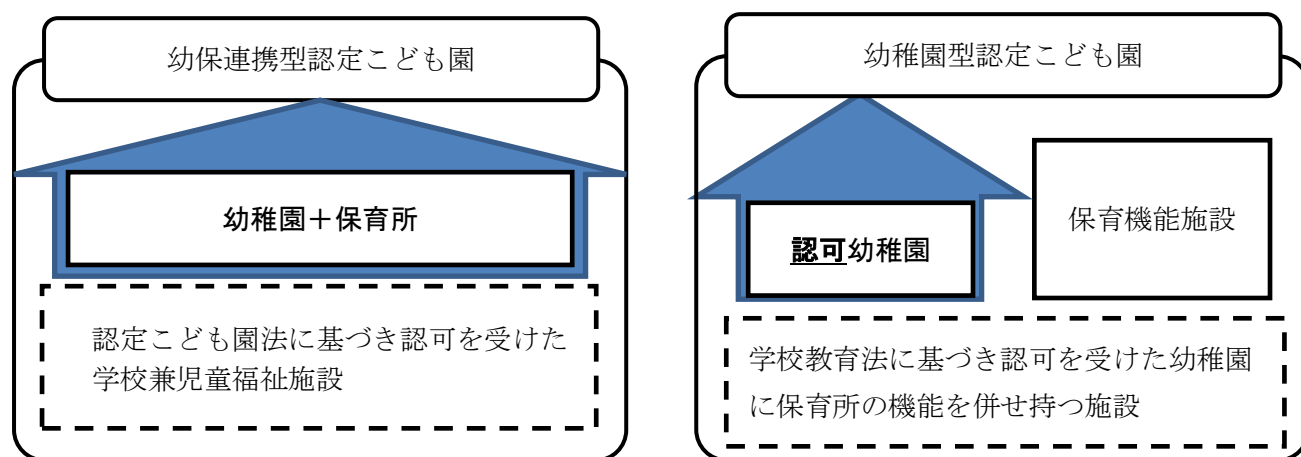
平成27年度からの子ども・子育て支援新制度においては、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけるなど認定こども園制度の改善が行われ、合わせて設置認可等に必要な手続きや、設備及び運営に関する基準を定める関係法令についても改正が行われました。

#### 新制度における認定こども園について

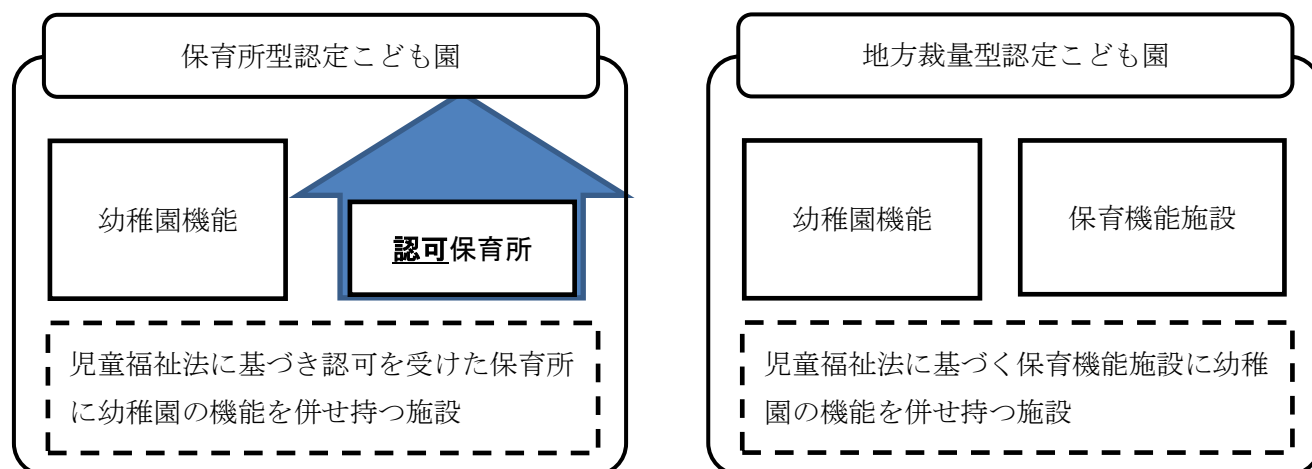
|              | 認定こども園                                            | 幼稚園              | 保育所          |
|--------------|---------------------------------------------------|------------------|--------------|
| 所 轄 庁        | 主にこども家庭庁                                          | 文部科学省            | こども家庭庁       |
| 県 所 管        | 少子化対策監室                                           | 少子化対策監室<br>教育委員会 | 少子化対策監室      |
| 根 拠 法        | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律<br>(通称：認定こども園法) | 学校教育法            | 児童福祉法        |
| 必要資格         | 保育士資格と幼稚園教諭免許のいずれかまたは両方                           | 幼稚園教諭免許          | 保育士資格        |
| 教育・保育<br>時 間 | 原則8時間                                             | 概ね4時間            | 原則8時間        |
| 入所期間         | 生後2ヶ月～小学校就学前                                      | 満3歳～小学校就学前       | 生後2ヶ月～小学校就学前 |
| 入所要件         | 1, 2, 3号認定子ども                                     | 1号認定子ども          | 2, 3号認定子ども   |

## （２）認定こども園の類型

認定こども園は、「教育と保育を一体的に提供する施設」で、設置主体や施設の運営方法等によって4つの類型があります。いずれも保育所や幼稚園の基準に準じた施設や設備の基準がありますが、類型により若干基準等が異なります。



○上記はいずれも、設置主体は学校法人、社会福祉法人、自治体のみ



○上記はいずれも、設置主体に制限なし

いずれの認定こども園も、「施設型給付」によって運営費の財源が措置されています。  
(ただし、市町から施設型給付費の支給に係る施設としての確認を受ける必要があります。)

### (3) 認可・認定の要件

認定こども園の認定・認可を受けようとする施設は、県の条例（石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例）及び同施行規則で定める基準を満たす必要があります。

### (4) 類型別の手続きの違い

|         | 幼保連携型認定こども園                                    | 幼保連携型以外の認定こども園                                                                                                  |
|---------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 必要手続き   | 設置認可申請                                         | 条例に定める要件に適合する旨の<br>認定申請                                                                                         |
| 所 管     | ・ 中核市に所在する施設<br>⇒ 中核市<br>・ 中核市以外に所在する施設<br>⇒ 県 | 同左                                                                                                              |
| 満たすべき基準 | 幼保連携型認定こども園の基準<br>(幼稚園、保育所の基準の適用はな<br>くなります。)  | ①認定こども園の認定の要件<br><br>＋<br><br>②認定を受ける施設の本来の基準<br>(保育所、幼稚園のそれぞれの基準)<br><br>※①②いずれの基準も満たさな<br>ければならない点に注意する<br>こと |

(5) 既存の施設から移行する際の主な手続き一覧

上段：認可等に係る手続き  
下段：廃止等に係る手続き

| 移行前    | 移行後   | 幼保連携型<br>認定こども園 | 左記以外の認定こども園     |                 | 保 育 所   | 幼 稚 園   |
|--------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|---------|
|        |       |                 | 保育所型            | 幼稚園型            |         |         |
| 保 育 所  | 設置認可  | 認定申請            | なし              |                 |         |         |
|        | 保育所廃止 |                 |                 |                 |         |         |
| 幼 稚 園  | 設置認可  |                 |                 | 認定申請            |         |         |
|        | 幼稚園廃止 |                 |                 | なし              |         |         |
| 認定こども園 | 幼保連携型 |                 | 保育所設置認可<br>認定申請 | 幼稚園設置認可<br>認定申請 | 設置認可    | 設置認可    |
|        |       |                 | 幼保連携型廃止         | 幼保連携型廃止         | 幼保連携型廃止 | 幼保連携型廃止 |
|        | 保育所型  | 設置認可            |                 |                 | なし      |         |
|        |       | 認定取消<br>保育所廃止   |                 |                 | 認定取消    |         |
|        | 幼稚園型  | 設置認可            |                 |                 |         | なし      |
|        |       | 認定取消<br>幼稚園廃止   |                 |                 |         | 認定取消    |

※金沢市内に認定こども園を設置する場合は、申請等の窓口は金沢市になります。

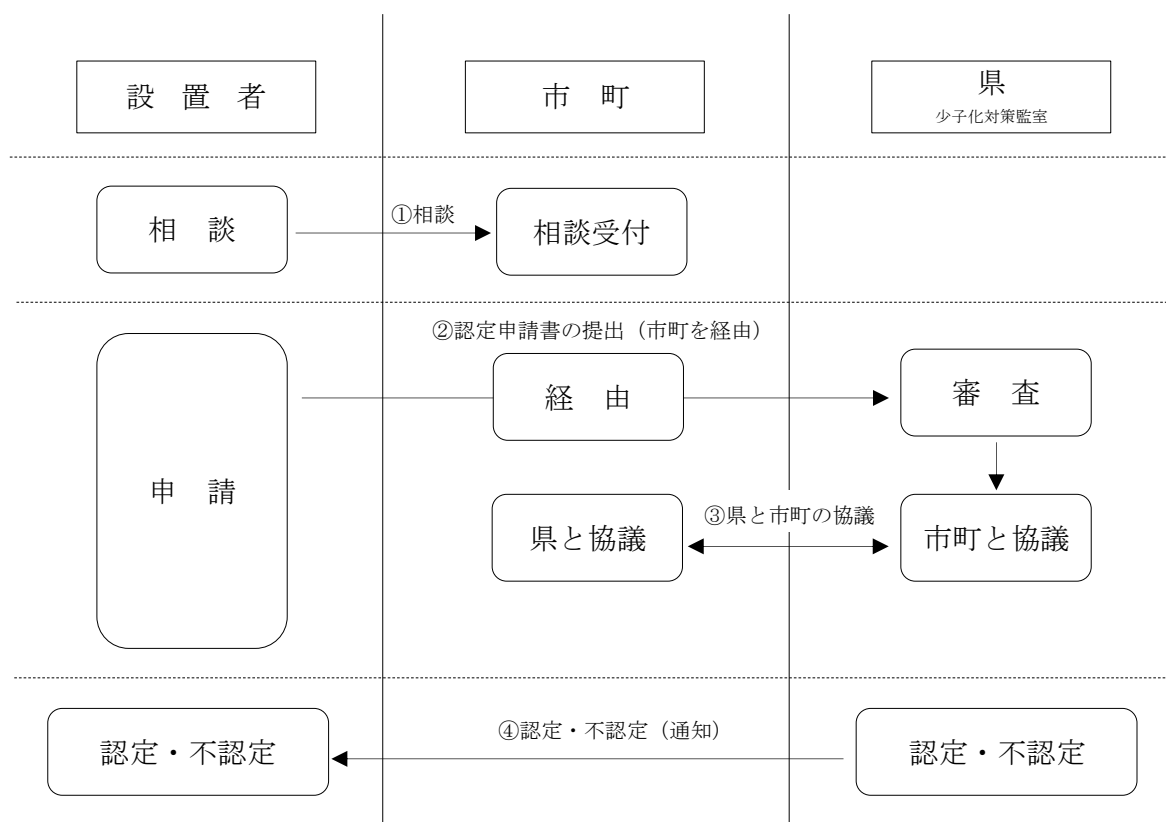
幼保連携型認定こども園への移行手続きにおける注意点

既存の保育所、幼稚園（保育所型、幼稚園型認定こども園を含む）から幼保連携型認定こども園へ移行する際は、保育所又は幼稚園の廃止の手続きが必要です。県少子化対策監室へ問合せ、手続きをお願いします。

## Ⅱ．認定こども園（幼稚園型／保育所型／地方裁量型）

### 1．認定を受けるために必要な手続き

#### <手順フロー>



#### ①相談

認定に当たって県と市町で協議がありますので、申請の際は市町へ事前にご相談ください。

#### ②認定申請書等の提出

申請者は、市町を経由して県へ認定申請書を提出して下さい。提出の期限等については、別途ご案内します。

県は、認定申請書の提出があった場合、必要な審査を行い、記載事項の漏れなどがある場合は、申請者へ補正を依頼します。

#### ③県と市町の協議

申請書に添付していただいた書類のうち①申請者の名称及び所在、②施設の名称及び所在、③利用定員、④認定を受ける施設、⑤認定こども園の名称、⑥認定こども園の長となるべき者の氏名、⑦教育又は保育の目標及び主な内容、⑧実施する子育て支援事業 について記載した書類を県から申請に係る施設の所在地の市町に送付し、申請内容について協議します。

#### ④認定

県は提出された認定申請書について、条例に定める基準に適合するかどうか等を審査し、市町との協議を経て認定をします。あわせて、申請者に認定の通知を送付します。

## 2. 認定の要件

認定の要件は条例、同施行規則等で定められています。

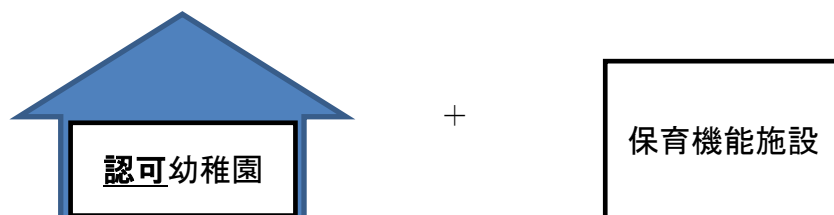
### 幼稚園型認定こども園について

幼稚園が幼稚園型認定こども園として認定を受ける場合、以下の2通りの形態があります。

- ①認可幼稚園の中で、保育を行う設備や体制を整えている場合  
(1号認定こども、2号認定こどもを受け入れ可能)



- ②保育を行う保育機能施設を設け、認可幼稚園と一体的に運営する場合  
(1号認定こども、2号認定こども、3号認定こどもを受け入れ可能)



以下の要件を満たす必要があります

- それぞれの建物と附属設備が、同一の敷地内もしくは隣接する敷地内にあること
- 保育機能施設は、児童福祉法第59条第1項（認可外保育施設）のうち、保育を行うものであって、「認可外保育施設指導監督基準」（令和6年3月29日こ成保第206号別添）を満たすもの。

### (1) 職員の配置等

下記①～③までの職員を配置する必要があります。その他、認定を受ける施設（幼稚園や保育所）の基準上、配置が求められている職員（例：学校医、調理員など）も配置する必要があります。

### ① 認定こども園の長

認定こども園の長を1人配置すること。

- ・幼稚園、保育所、保育機能施設の長が兼ねることもできる。
- ・幼稚園と保育機能施設を一体的に運営する幼稚園型認定こども園の場合は、各施設の施設長とは別に置くか、どちらかの施設の施設長が兼ねる。

### ② 教育及び保育に従事する職員

下記ア～エの年齢区分別に施設を利用する子どもの数に応じて置くこと。ただしア～エの区分毎の合計が常時2人を下回らないこと。(認定こども園の長、園長・所長は含めない)

|   |        |      |            |
|---|--------|------|------------|
| ア | 0歳児    | おおむね | 3人につき1人以上  |
| イ | 1, 2歳児 | おおむね | 6人につき1人以上  |
| ウ | 3歳児    | おおむね | 15人につき1人以上 |
| エ | 4, 5歳児 | おおむね | 25人につき1人以上 |

※ウ、エについて、上記基準を満たすことが困難な場合、旧基準(3歳児20人につき1人以上、4, 5歳児30人につき1人以上)を満たせば可とする。

### ③ 学級担任

満3歳以上の子どもについては、教育時間相当利用児と教育及び保育時間相当利用児に共通する時間において年齢ごとの学級を編制し、各学級に1人以上の学級担任を置く。学級担任は常勤かつ専任の職員であること。

(1学級あたりの子どもの数は原則35人以下であること。)

※「教育時間相当利用児」：幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの

「教育及び保育時間相当利用児」：保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの

#### 職員配置数の計算について

##### (1) ②の年齢別配置基準に基づく必要配置数を算出する

年齢区分別(年度の初日の前日における満年齢)に、子どもの数を配置基準で除し(小数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後に小数点第1位を四捨五入。

<算式>

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} = & (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/25 + 3\text{歳児} \times 1/15 \\ & + (1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6 + 0\text{歳児} \times 1/3 \end{aligned}$$

##### (2) ③の学級担任を配置数に応じて必要配置数を計算する

上記の必要配置数の算式のうち、【(4歳児 + 5歳児) × 1/25 + 3歳児 × 1/15】の部分  
を、【(4歳児 + 5歳児) × 1/25 + 3歳児 × 1/15】と【3歳児～5歳児の学級数】のいずれ  
れか大きい方に入れ替えて計算する。



## (2) 職員の資格

認定こども園において教育及び保育に従事する職員は、次の資格を有する必要があります。

### ①満3歳未満の子どもの保育に従事する職員

保育士の資格を有する者

### ②満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員

幼稚園の教員免許状を有し、かつ、保育士の資格を有することが望ましいが、両方の免許を有する者を置くことが困難な場合は、どちらか一方を有する者でなければならない。

#### ア. 教育及び保育に従事する職員のうち、学級担任となる者

②にかかわらず、幼稚園の教員免許状を有する者

ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任に幼稚園の教員免許状を有する者を置くことが困難な場合は、保育士の資格を有する者を代わりに担任とすることができます。

その場合、意欲、適性及び能力を持つと認められる者であって、かつ幼稚園の教員免許状の取得に向けての努力を行っている者に限ります。

#### イ. 教育及び保育に従事する職員のうち、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者

②にかかわらず、保育士の資格を有する者

ただし幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、保育士の資格を有する者を置くことが困難な場合は、幼稚園の教員免許状を有する者を代わりに保育に従事させることができます。

その場合、意欲、適性及び能力を持つと認められる者であって、かつ保育士の資格の取得に向けての努力を行っている者に限ります。

### (3) 園舎の面積

認定こども園の園舎の面積※は、次の表に掲げる面積を満たす必要があります。

| 学級数    | 面 積                                      |
|--------|------------------------------------------|
| 1 学級   | 1 8 0 m <sup>2</sup>                     |
| 2 学級以上 | 3 2 0 + 1 0 0 × (学級数 - 2) m <sup>2</sup> |

※満 3 歳未満の子どもの保育を行う場合は、満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもの保育に必要な保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満 2 歳未満の子どもの保育に必要な乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除きます。

ただし、既存の保育所又は保育機能施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合で、3 歳以上の園児数に応じ、「(5) 施設設備」の「①保育室又は遊戯室」の基準を満たすものについては、この限りでない。

### (4) 屋外遊戯場の設置

#### ①屋外遊戯場の面積

以下の a、b のいずれも満たす必要があります。

| a. 満 2 歳以上の子ども 1 人につき 3. 3 m <sup>2</sup> 以上                |                                        |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| b. 次の表に掲げる面積に満 2 歳以上満 3 歳未満の子どもについて a. の基準により算定した面積を加えた面積以上 |                                        |
| 学級数                                                         | 面 積                                    |
| 2 学級以下                                                      | 3 3 0 + 3 0 × (学級数 - 1) m <sup>2</sup> |
| 3 学級以上                                                      | 4 0 0 + 8 0 × (学級数 - 3) m <sup>2</sup> |

ただし、

- ・既存の保育所又は保育機能施設が、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、a を満たせば b を満たすことを要しない。
- ・既存の幼稚園又は保育機能施設が、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、b を満たせば a を満たすことを要しない。

#### ②屋外遊戯場の場所

園舎と同じ敷地内か隣接地に設けることを原則とします。

ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合は、以下の要件を全て満たす限りにおいて、付近にある適当な場所に屋外遊戯場を設けることができる。

- ア 子どもが安全に利用できる場所であること
- イ 利用時間を日常的に確保できる場所であること
- ウ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること
- エ ①で定める面積を満たす場所であること

## (5) 施設設備

認定こども園には、以下の設備を備える必要があります。

### ①保育室又は遊戯室

| 設 備      | 面 積                               |
|----------|-----------------------------------|
| 保育室又は遊戯室 | 2 歳児～5 歳児の数×1. 9 8 m <sup>2</sup> |

既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合、満3歳以上の子どもについては、園舎の面積が「(3) 園舎の面積」で示す基準を満たす場合に限り、保育室又は遊戯室の基準を満たすことを要しない。

### ②乳児室又はほふく室

満2歳未満の子どもを保育する場合は、上記①に加えて以下の設備が必要です。

| 設 備  | 面 積                                      |
|------|------------------------------------------|
| 乳児室  | 0 歳児～1 歳児の乳児数×1. 6 5 m <sup>2</sup>      |
| ほふく室 | 0 歳児～1 歳児のほふくする子どもの数×3. 3 m <sup>2</sup> |

注：条例で定める基準では上記の面積になっていますが、認定審査の時点では、乳児とほふくする子どもの数がそれぞれ明確ではないため、原則として1人あたり3.3 m<sup>2</sup>で審査します。

### 乳児室又はほふく室について

乳児室とほふく室は、0歳～満2歳未満の乳幼児が生活するスペースのことです。この時期の子どもは歩行等が困難である場合が多いことから、乳児室及びほふく室を設置する場合は、2歳以上児が生活する保育室と分けて設置し、安全面や衛生面に充分配慮して下さい。

## (6) 調理室

必ず置くことを要します。

ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、下記のア～エに掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入による食事の提供も可能です。この場合、調理室の設置を加熱や保存等ができる調理設備（電子レンジやコンロ、冷蔵庫等）の設置に代えることができます。

ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とともに、子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができる者とする

エ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

幼稚園型認定こども園については、食事を提供する人数が20人に満たない場合、調理室を備えないこととすることができます。ただし、加熱や保存等ができる調理設備の設置が必要です。

## (7) 教育及び保育の内容

以下の要件を踏まえて教育及び保育を行います。

- ・学校教育法（昭和23年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育を提供する。
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえる。
- ・幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）の目標が達成されるように教育及び保育を提供する
- ・この他、特に留意する点は石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則において定める基準による。

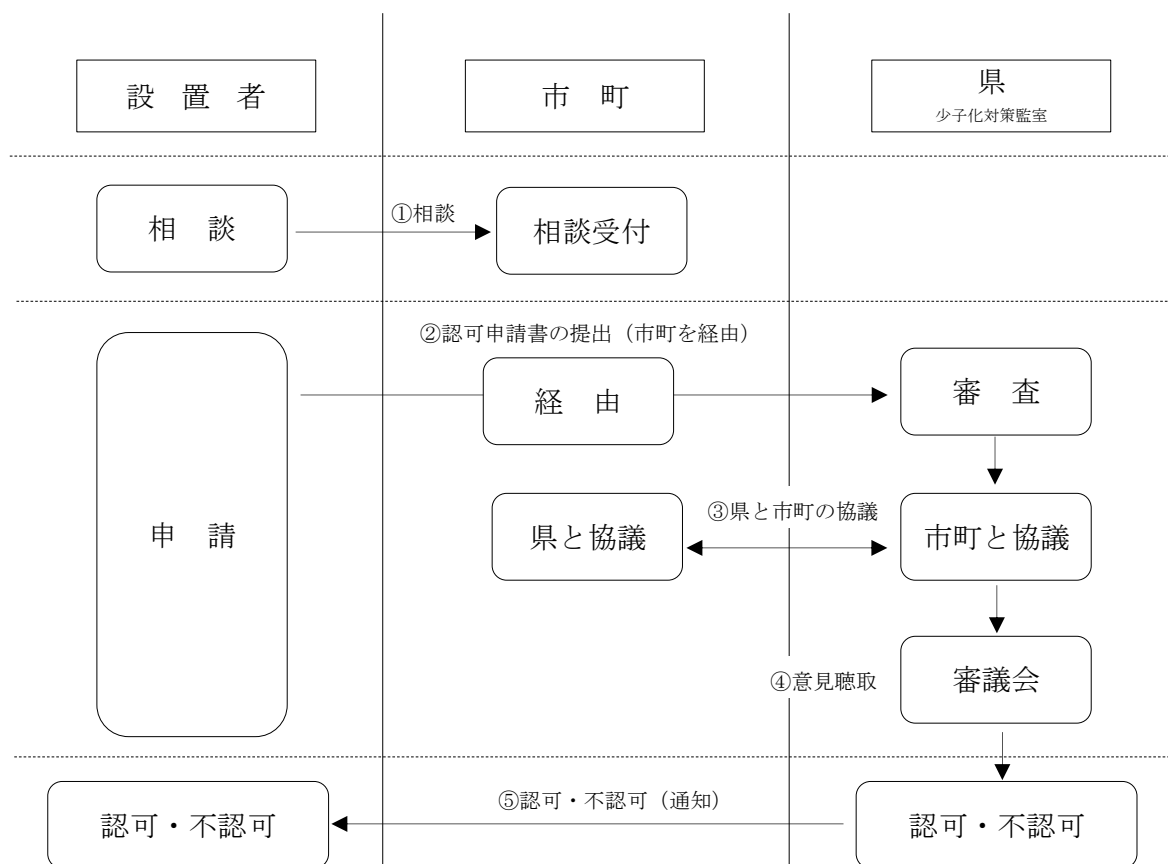
## (8) その他の管理運営

- ① 保育を必要とする子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定める。
- ② 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定める。
- ③ 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行う。
- ④ 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整える。
- ⑤ 園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、補償の体制を整える。
- ⑥ 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努める。
- ⑦ 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努める。
- ⑧ 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である表示をする。
- ⑨ 子どもの移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼等により子どもの所在を確認する。なお、通園を目的とした自動車を運行するときは、車内に子どもの見落としを防止する安全装置を備えなければならない。

### Ⅲ. 幼保連携型認定こども園

#### 1. 設置認可に必要な手続

##### <手続フロー>



#### ① 相談

認可に当たって県と市町で協議がありますので、申請の際は市町へ事前にご相談ください。

#### ② 認可申請書等の提出

申請者は、市町を経由して県へ認可申請書を提出して下さい。提出の期限等については、別途ご案内します。

県は、認可申請書の提出があった場合、必要な審査を行い、記載事項の漏れなどがある場合は、申請者へ補正を依頼します。

#### ③ 県と市町の協議

申請書に添付していただいた書類のうち①目的、②名称、③所在地、④園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、⑤園則、⑥経費の維持方法、⑦開設の時期を記載した書類を県から申請に係る施設の所有地の市町に送付し、申請内容について協議します。

#### ④審議会の意見聴取

認可を行うにあたって、県子ども政策審議会（幼児教育・保育部会）から意見聴取を行います。

#### ⑤認可

県は、提出された認可申請書等について、条例に定める基準に適合するかどうか等を審査し、市町との協議及び審議会からの意見聴取を経て認可をします。あわせて、申請者に認可の通知を送付します。

### 2. 認可の基準

認可の基準は条例、規則で定められています。そのほか、認定こども園法、同法施行令、同法施行規則、学校教育法、学校保健安全法にも必要な要件について規定があります。

#### （１）職員の配置等

以下の①～③の職員を必ず配置します。それぞれの職員の要すべき資格については、次ページの（２）職員の資格をご参照下さい。

##### 【必ず配置する職員】

##### ① 園長

##### ② 保育教諭（主幹保育教諭、指導保育教諭を含む）

園児の教育及び保育に従事する保育教諭を、施設を利用する園児の数に応じて置く。その数は常に２人を下回ることはいけません。園長は必要配置数に含めない。

|   |        |      |            |
|---|--------|------|------------|
| ア | 0歳児    | おおむね | 3人につき1人以上  |
| イ | 1, 2歳児 | おおむね | 6人につき1人以上  |
| ウ | 3歳児    | おおむね | 15人につき1人以上 |
| エ | 4, 5歳児 | おおむね | 25人につき1人以上 |

※園長が専任でない場合は、ア～エで求められた員数に1人追加すること。

※ウ、エについて、上記基準を満たすことが困難な場合、旧基準（3歳児20人につき1人以上、4, 5歳児30人につき1人以上）を満たせば可とする。

また特別の事情がある場合、副園長又は教頭が幼稚園教諭の普通免許状並びに保育士資格を有する場合は、保育教諭と兼務することができる。

そのほか、特別の事情がある場合、当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内において、保育教諭に代えて専任の助保育教諭もしくは講師をあてることができる。

##### ③ 学級担任

満3歳以上の園児について、学年の初めの日の前日において同じ年齢の園児ごとに、学級を編制し、各学級に1人以上の学級担任を置くこと。学級担任は常勤かつ専任の保育教諭であること。（1学級あたりの園児の数は原則35人以下）

### 職員配置数の計算について

#### (1) ②の年齢別配置基準に基づく必要配置数を算出する

年齢別（年度の初日の前日における満年齢）に、園児の数を配置基準で除し（小数点第2位以下切り捨て）、各々を合計した後に小数点第1位を四捨五入。

$$\begin{aligned} \text{＜算式＞ 必要配置数} &= (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/25 + 3\text{歳児} \times 1/15 \\ &\quad + (1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6 + 0\text{歳児} \times 1/3 \end{aligned}$$

#### (2) ③の学級担任を配置数に応じて必要配置数を計算する

上記の必要配置数の算式のうち、【(4歳児 + 5歳児) × 1/25 + 3歳児 × 1/15】の部分  
を、【(4歳児 + 5歳児) × 1/25 + 3歳児 × 1/15】と【3歳児～5歳児の学級数】のい  
ずれか大きい方に入れ替えて計算する。

#### ④調理員

ただし、調理業務の全てを外部委託とする場合はその限りではない。

#### ⑤学校医

医師の免許を持つこと。嘱託でも可。

#### ⑥学校歯科医

歯科医師の免許を持つこと。嘱託でも可。

#### ⑦学校薬剤師

薬剤師の免許を持つこと。嘱託でも可。

### 【配置に努める職員】

#### ①副園長又は教頭

#### ②主幹養護教諭、養護教諭、又は養護助教諭

#### ③事務職員

### (2) 職員の資格

#### ①園長

以下のア、イの要件に該当すること。

ア．教諭免許状（専修免許状又は一種免許状）及び保育士資格を有すること。

イ．認定こども園法施行規則第12条第1号から第16号に定める職種に5年以上あること。

（例）

- ・ 学校教育法に規定する学校及び専修学校の校長（幼保連携型認定こども園園長を含む）



- ・ 教員養成機関の長
- ・ 少年院又は児童自立支援施設において矯正教育又は指導を担当する者
- ・ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターの長又は直接保育に従事する職員 など

※上記は一例ですので、詳細は認定こども園法施行規則をご確認下さい。

ただし、幼保連携型認定こども園の運営上、特に必要がある場合には、上記の要件に関わらず、適切に管理及び運営する能力を持ち、上記の規定する資格と同等の資質を有すると認める者を園長として任命することができます。（必要に応じて、市町・県と事前にご相談下さい。）

**②保育教諭（主幹保育教諭、指導保育教諭、講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る）を含む）**

幼稚園の普通免許状を有し、かつ保育士の登録を受けた者であること。

ただし、平成27年4月から15年間（主幹保育教諭、指導保育教諭は12年間）はいずれか一方の免許・資格を有していればよいこととされています。

**③助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事する者に限る）**

幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者であること。

ただし、平成27年4月から15年間はいずれか一方の免許・資格を有していればよいこととされています。

**④副園長及び教頭**

園長の資格に準じること。

**⑤主幹養護教諭及び養護教諭**

養護教諭の普通免許状を有すること。

**⑥主幹栄養教諭及び栄養教諭**

栄養教諭の普通免許状を有すること。

**⑦養護助教諭**

養護教諭の臨時免許状を有すること。

(園長及び教員の欠格事由)

以下に該当する者は、①～⑦までの職員となることはできない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

(3) 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### (3) 園舎

#### ①園舎の要件

2階建以下を原則とする。(特別の事情がある場合は3階建以上とすることも可能。)

#### ②乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所の位置

1階に設置するものとする。ただし、以下の要件を満たすときは2階以上に設置することができる。

ア 2階に設置する場合

次の(1)～(3)に掲げる基準を満たすこと。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1つ以上設けられていること。

| 区分  | 施設又は設備                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常用  | 1 屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                                                                                                              |
| 避難用 | 1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)<br>2 待避上有効なバルコニー<br>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備<br>4 屋外階段 |

- (3) 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

- ・平成27年3月末時点で幼稚園であった施設が、同じ場所と設備で幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合は、上記に関わらず耐火建築物で、園児の待避必要な設備を備える場合はこの限りでない。
- ・平成27年3月末時点で保育所であった施設が、同じ場所と設備で幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合は、上記に関わらず、従来の保育所における設置基準を満たせば、この限りでない。

イ 3階以上に設置する場合（満3歳未満の園児の保育の用に供するもの、遊戯室又は便所）  
上記アの基準に加え、次の(1)～(7)に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1つ以上設けられていること。

| 階  | 区分  | 設備                                                                                                                                                                                           |
|----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3階 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 屋外階段                                                                                                                                          |
|    | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに |

|      |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |     | 準ずる設備<br>3 屋外階段                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 4階以上 | 常用  | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段<br>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段                                                                                                                                                                                                           |
|      | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）<br>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路<br>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

(2) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(3) 施設の調理室(ア、イに掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンバーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(4) 施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(5) 施設等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(6) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

(7) 施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

ウ 3階以上に設置する場合（満3歳以上の園児の保育室）

上記イの基準に加え、次の基準を満たすこと。

・当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有すること。

### ③園舎の面積

認定こども園の園舎の面積は、以下のa、bを合算した面積以上である必要があります。

a. 次の表に掲げる学級数に応じた面積

| 学級数    | 面 積                                      |
|--------|------------------------------------------|
| 1 学級   | 1 8 0 m <sup>2</sup>                     |
| 2 学級以上 | 3 2 0 + 1 0 0 × (学級数 - 2) m <sup>2</sup> |

平成 2 7 年 3 月末時点で保育所であった施設が、同じ場所と設備で幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合は、上記表ではなく、「(5) 施設設備」の「④⑤保育室又は遊戯室の面積基準」の 3 歳以上児の人数に応じた面積。

b. 満 3 歳未満の園児の保育を行う場合は、次の表に掲げる面積

| 設 備                   | 面 積                              |
|-----------------------|----------------------------------|
| ア 2 歳児の保育に必要な保育室又は遊戯室 | 2 歳児数 × 1. 9 8 m <sup>2</sup>    |
| イ 0 ～ 1 歳児が利用する乳児室    | 乳児の人数 × 1. 6 5 m <sup>2</sup>    |
| ウ 0 ～ 1 歳児が利用するほふく室   | ほふくする園児の人数 × 3. 3 m <sup>2</sup> |

平成 2 7 年 3 月末時点で幼稚園であった施設が、同じ場所と設備で幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合は、上記表のアの面積を合算対象から除く。

#### (4) 園庭

##### ①園庭の面積

以下の a、b を合算した面積を満たす必要があります。

| a. 次のア、イのうち大きい方                       |                                                                                                                                                                                                     |     |     |        |                                        |        |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|--------|----------------------------------------|--------|
|                                       | ア. 満 3 歳以上の園児 1 人につき 3. 3 m <sup>2</sup> 以上                                                                                                                                                         |     |     |        |                                        |        |
|                                       | イ. 次の表によって求める面積                                                                                                                                                                                     |     |     |        |                                        |        |
|                                       | <table> <tr> <th>学級数</th><th>面 積</th></tr> <tr> <td>2 学級以下</td><td>3 3 0 + 3 0 × (学級数 - 1) m<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>3 学級以上</td><td>4 0 0 + 8 0 × (学級数 - 3) m<sup>2</sup></td></tr> </table> | 学級数 | 面 積 | 2 学級以下 | 3 3 0 + 3 0 × (学級数 - 1) m <sup>2</sup> | 3 学級以上 |
| 学級数                                   | 面 積                                                                                                                                                                                                 |     |     |        |                                        |        |
| 2 学級以下                                | 3 3 0 + 3 0 × (学級数 - 1) m <sup>2</sup>                                                                                                                                                              |     |     |        |                                        |        |
| 3 学級以上                                | 4 0 0 + 8 0 × (学級数 - 3) m <sup>2</sup>                                                                                                                                                              |     |     |        |                                        |        |
| b. 2 歳児の園児 1 人につき 3. 3 m <sup>2</sup> |                                                                                                                                                                                                     |     |     |        |                                        |        |

- ・平成 2 7 年 3 月末時点で保育所であった施設が、同じ場所と設備で幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合は、表中の a. についてはアを満たせば良い。
- ・平成 2 7 年 3 月末時点で幼稚園であった施設が、同じ場所と設備で幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合は、表中の a. についてはイを満たせば良い。

平成27年3月末時点で幼稚園又は保育所であった施設が、同じ場所で幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合は、①の表中a.の要件を満たす園庭を園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けている場合に限り、以下の要件を全て満たす場所に園庭を設けることができる。(ただし、満3歳以上の園児の教育・保育に支障がないようにすること)

- ア 園児が安全に移動できる場所であること
- イ 園児が安全に利用できる場所であること
- ウ 園児が日常的に利用できる場所であること
- エ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

※園舎を建替える場合は、建替える以前より園庭の面積が減少しない場合に限る。

また、安易に別の場所に園庭を設けるのではなく、新設する園舎の屋上等を園庭として整備することを優先的に検討しなければならない。

## ②園庭の場所

園舎と同じ敷地内か隣接地に設けることを原則とします。

## (5) 施設設備

認定こども園には、以下の設備を備える必要があります。

### 【必ず設置する設備】

#### ①職員室

#### ②保健室

※特別の事情がある場合は、「①職員室」と兼ねることができます。

#### ③便所

#### ④保育室

保育室の数は、学級数を下回ることはできない。

#### ⑤遊戯室

※特別の事情がある場合は、保育室と遊戯室を兼ねることができます。

保育室又は遊戯室の面積基準

| 設 備      | 面 積             |
|----------|-----------------|
| 保育室又は遊戯室 | 2歳児～5歳児の数×1.98㎡ |

平成27年3月末時点で幼稚園であった施設が、同じ場所と設備で幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合は、上記「④保育室」及び「⑤遊戯室」の基準を満たすことを要しない。

## ⑥乳児室又はほふく室

満2歳未満の子どもを保育する場合は、上記④、⑤に加えて以下の設備が必要です。

| 設 備  | 面 積                         |
|------|-----------------------------|
| 乳児室  | 0歳児～1歳児のうちほふくしないもの乳児数×1.65㎡ |
| ほふく室 | 0歳児～1歳児のうちほふくする園児数×3.3㎡     |

注：条例で定める基準では上記の面積になっていますが、設置認可の審査の時点では、ほふくする園児の数が明確ではないため、原則として1人あたり3.3㎡が確保されるよう審査します。

## ⑦飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備える必要があります。

## （６）調理室

必ず置くことを要します。

ただし、満3歳以上の園児に対する食事の提供については、下記のア～オに掲げる要件を満たす場合に限り、外部搬入による食事の提供も可能です。この場合、調理室の設置を加熱や保存等ができる調理設備（電子レンジやコンロ、冷蔵庫等）の設置に代えることができます。

ア 園児に対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

エ 調理業務の受託者については、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができる者とする事。

オ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

食事を提供する園児の人数が20人に満たない場合、調理室を備えないことができます。ただし、加熱や保存等ができる調理設備の設置が必要です。

### （７）園具及び教具

学級数及び園児数に応じて、必要な種類の園具及び教具（遊具、机や棚、玩具や教材などの保育や教育を行うに当たって必要な備品）を揃える必要があります。

また、保健衛生上と安全上に配慮し、常に改善し補充する必要があります。

### （８）教育及び保育の内容

以下の要件を踏まえて教育及び保育を行います。

- ・学校教育法第２３条各号に掲げる目標の達成に向けた教育を提供する。
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえる。
- ・幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供する
- ・小学校との円滑な連携に努める。

### （９）教育及び保育の時間

- ① 保育を必要とする園児に対する保育時間は、１日につき８時間を原則とし、当該園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定める。
- ② 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、３９週を下回らないこと。
- ③ 教育に係る標準的な１日あたりの時間は４時間とする。
- ④ 開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則とし、開園時間は１１時間とすることを原則とすること。

ただし、市町が行う利用調整の結果、保育の利用希望がない場合には開園しないことができるなど、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることができる。

### （１０）掲示

建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示する必要があります。

### （１１）その他

通園を目的とした自動車を運行するときは、車内に子どもの見落としを防止する安全装置を備える必要があります。